

亀山市公告第17号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、三重県から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを縦覧に供します。

令和3年3月11日

亀山市長 櫻井 義之

1 都市計画の種類及び名称

亀山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 縦覧場所

亀山市産業建設部都市整備課都市計画グループ